

広報

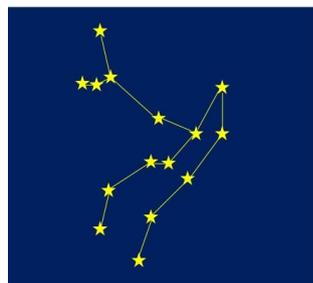
平成29年
11月24日号

No. 480

ふな がた

秋の星座「アンドロメダ座」

ペガスス座の秋の大四辺形の北東の星がアンドロメダ座の一つの星となっていて、この星から、「A」のようにならんでいる星座です。



お知らせ版

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が発行されます！

～年末調整・確定申告まで大切に保管を～

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において、納付した保険料の全額が社会保険料控除の対象となります。社会保険料控除を受けるために必要な書類「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が11月上旬に日本年金機構本部から送付されております。年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（または領収証書）を添付してください。

※ご家族の保険料を納付された場合も、本人の社会保険料控除に加えることができます。

※10月1日から初めて保険料を納付される方は、平成30年2月に控除証明書が送付されます。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についての照会は、控除証明書のはがきに記載されている「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル」に問い合わせください。

▼問い合わせ／ねんきんダイヤル ☎0570（058）555

新庄年金事務所 ☎（22）2050

舟形町健康福祉課介護医療係 ☎（32）2111（内線336）

冬期間の「水道・下水道料金」について

12月から来年4月までの「水道・下水道料金」は、冬期間に水道メーターの検針ができないため、見込み水量で計算した金額となります。

来年5月の検針で、冬期間に使用した水量を確定し、見込み水量との差し引きで料金を精算します。なお、冬期間の料金設定を多く（または少なく）したいとお考えの方はご連絡ください。



▼お問い合わせ／舟形町地域整備課水道係 ☎（32）2111（内線442）



所得税及び住民税の申告に マイナンバーが必要です

昨年度から所得税及び住民税の申告書を提出する場合は、番号確認（マイナンバーが正しいことの確認）と、本人確認（マイナンバーの正しい持ち主であることの確認）が必要となりました。申告の際には、個人番号カードまたは通知カードなどマイナンバーが確認できるものと、運転免許証や健康保険証などの本人確認ができるものの提示または写しの提出による確認が必要となりますので、必ずお持ちください。

本人がマイナンバー（個人番号）を提供する場合

○個人番号カードをお持ちの方

個人番号カードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。

○個人番号カードをお持ちでない方

番号確認書類	+	身元確認書類
≪本人のマイナンバーを確認できる書類≫ ○通知カード ○住民票の写しまたは住民票記載事項証明書		≪記載されたマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類≫ ○運転免許証 ○公的医療保険の被保険者証 ○パスポートなど

代理人がマイナンバー（個人番号）を提供する場合

本人の番号確認書類	+	代理権の確認書類
≪本人のマイナンバーを確認できる書類≫ ○本人の個人番号カードまたはその写し ○本人の通知カードまたはその写し ○本人の住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書またはその写し		≪本人の代理人であることを確認できる書類≫ ○戸籍謄本（法定代理人の場合） ○委任状（任意代理人の場合） 委任状は同一世帯であれば不要です。 ○本人の個人番号カード、健康保険証など本人しか持ちえない書類など

+	代理人の身元確認書類
	≪代理人の氏名や住所等を確認できる書類≫ ○個人番号カード ○運転免許証 ○パスポートなど



個人番号カード

▼問い合わせ／舟形町住民税務課税務係 ☎ (32) 2111 (内線315・317)

12月は「障害者差別解消強化月間」です！

「国際障害者デー」である12月3日から「障害者の日」12月9日までの1週間は「障害者週間」です。障がいのあるなしにかかわらず、すべての命は同じように大切であり、かけがえのないものです。障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会（共生社会）をみんなで実現していきましょう。

▼問い合わせ／舟形町健康福祉課福祉係 ☎ (32) 2111 (内線333)

適正な基準で福祉制度を受けるために 年末調整・申告を忘れずに！

今年も所得申告・年末調整の時期を迎えました。所得申告をしなかったり、扶養親族等の申請に漏れがあると、適正な所得基準で福祉制度を受けられなくなる場合があります。

○年少扶養親族の人数が影響を与える制度

児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当・保育料・福祉医療証等

(16歳未満の扶養親族は扶養控除の対象外ですが、申告をしないと影響を受ける制度があります。)

・均等割、所得割の非課税の判定

・寡婦控除、寡夫控除の適用

○申告をしなかった場合

福祉制度を利用したい時に申請しても、所得基準の判定ができないため、必要な福祉制度が受けられなくなります。

申告は、税務署または住民税務課に申告した後に、福祉制度の申請手続きになります。

▼問い合わせ／舟形町健康福祉課福祉係 ☎ (32) 2111 (内線 333)



歯周疾患検診を受けましたか？

歯周病(歯周疾患)は、40歳を過ぎた人の歯を失う原因の第1位です。歯周病を予防して、生涯、自分の歯と口の健康を守り、8020(80歳で20本以上自分の歯)を目指しましょう。

対象の方には8月に受診券を郵送しています。期限が12月末までとなっていますので、受診を希望する方は、早めに受診しましょう。

▼検診期間／12月31日(日)まで

▼場 所／山形県歯科医師会所属の歯科医院(町内では、デンタル美光で受診できます)

▼対 象／40歳(昭和52年4月2日～昭和53年4月1日生まれの方)

50歳(昭和41年4月2日～昭和43年4月1日生まれの方)

60歳(昭和32年4月2日～昭和33年4月1日生まれの方)

70歳(昭和22年4月2日～昭和23年4月1日生まれの方)

▼費 用／1,000円(残りの費用を町で負担。)

▼受診方法／事前に歯科医院へ予約し、町から送付した「受診券」を持参ください。

▼そ の 他／現在、歯科医院に通院中で治療中の方は対象外になります。

▼問い合わせ／舟形町健康福祉課地域保健係 ☎ (32) 2111 (内線 340・341)

平成30年度

新庄コアカレッジ学生募集

▼応募資格／高等学校を卒業したもの、または平成30年3月高等学校卒業見込みのもの

▼学科／①介護福祉科

②医療ビジネス科

③情報システム科

④ビジネスIT科公務員コース

※①を希望の方は、山形県介護福祉士修学資金貸付制度(2年間最大164万円、要件を満たせば全額返済免除)があります。

▼その他／本校の全学科が厚生労働省の専門実践教育訓練の指定を受けています。要件を満たせば、専門実践教育訓練給付金(最大、訓練費用の60%、年額48万円上限)が受けられます。

▼問い合わせ／学校法人最上広域コア学園

新庄コアカレッジ ☎ (29) 2121

眠っているスキーウェア ありませんか？

沖縄県から児童交流でくる児童のために、ご家庭で不要になったスキーウェアがありましたら、無償でお譲りください。

▼募集品目／スキーウェア

※クリーニングしたものや、汚れの少ないもの

▼サイズ／○小学校高学年以上が着用できる

140～160cm程度のもの

○大人用(男女問わず)

▼受付場所／最上広域市町村圏事務組合(総合開発センター)、南支署など各消防支署

▼切 切／12月25日(月)

▼問い合わせ／

最上広域市町村圏事務組合総務課

☎ (22) 2674



農林漁業体験実習館等の 冬季閉鎖について

体験実習館及び猿羽根山公園は、冬季間閉鎖となります。猿羽根山公園への道路も年末年始以外は除雪を行いませんので、ご理解とご協力をお願いします。

▼閉鎖期間／12月1日（金）～

平成30年3月31日（土）

▼問い合わせ／舟形町まちづくり課交流促進係

☎（32）2111（内線355）

舟形町議会12月定例会

12月5日から「12月定例会」が開催されます。傍聴を希望の方は議会事務局で受付してください。

▼日時／12月5日（火）～7日（木）

午前10時～

▼場所／議場

▼問い合わせ／舟形町議会事務局

☎（32）2111（内線251）

農用地等の借り手を募集します ～農地中間管理事業～

公益財団法人やまがた農業支援センターでは、農地中間管理機構として、農地中間管理事業の推進に関する法律第17条の規定により、農用地などの借受希望者を募集します。

▼応募方法／町産業振興課にある申込用紙に必要事項を記入の上、提出ください。

申込用紙は、やまがた農業支援センターのホームページからもダウンロードできます。

やまがた農業支援センターURL <http://www.yamagata-nogyo-sc.or.jp>

▼募集区域／舟形町全域

※借受希望区域が他市町村の場合は、当該市町村に申し込みください。

▼募集〆切／12月28日（木）

▼応募に当たっての留意点／

- 既に募集に応募しており公表されている方は、申し込み内容が継続されるため、改めて応募する必要はありません。
- 応募いただいた場合、内容の一部をインターネットなどで公表することになります。詳しくは申込書をご覧ください。



農用地等の貸付希望者（出し手）も受付しています。

農用地等の貸付希望の申込みは、舟形町農業再生協議会で行います。町産業振興課にある申込用紙に必要事項を記入の上、提出ください。

▼応募・問い合わせ／舟形町産業振興課農政企画係

☎（32）2111（内線414）

公益財団法人やまがた農業支援センター ☎023（631）0697

外食時の「おいしい食べきり」全国共同キャンペーン

おいしく残さず食べきろう！

宴会5箇条

- ①…適量注文
- ②…幹事さんから「おいしく食べきろう」の声かけ
- ③…開始直後や終了前は、席を立たずにしっかり食べる食べきりタイムを設けよう
- ④…食べきれない料理は仲間で分け合おう
- ⑤…それでも食べきれなかった料理は、お店の方に確認して持ち帰ろう

▼問い合わせ／山形県環境エネルギー部循環型社会推進課 ☎023（630）3044

福祉係からのお知らせ

1) 児童扶養手当について

父母の離婚等により、父または母と生計をともにしていないお子さんを扶養している方に、お子さんが18歳に達する日以後最初の3月31日まで児童扶養手当を支給します。
(または、お子さんが障がいの状態にある場合は、20歳到達まで。)

●対象となる方は？

次のいずれかにあてはまるお子さんを監護し、かつ生計を同じくしている方。

- ・父と母が婚姻を解消した。
- ・父または母が亡くなった。
- ・父または母が障がいの状態にある。
- ・父または母の生死が明らかでない。
- ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けている。
- ・母が婚姻によらないで懐胎した。

お子さんが次のいずれかに該当する場合、支給されません。

- ・日本国内に住所を有しない。
- ・児童福祉法に規定する里親に委託されている。
- ・父または母と生計を同じくしている。
- ・婚姻を解消していても、父または母の配偶者に養育されている。
- ・児童福祉施設(母子生活支援施設、保育所及び通園施設等を除く。)に入所している。

●どのくらい支給されるの？

▼所得制限限度額の目安

対象児童数	全部支給	一部支給 (所得に応じて)	扶養親族 の数	本人所得		孤児等の養育者 配偶者・扶養義務者
				全部支給	一部支給	
1人	42,290円	9,990~42,280円	0人	190,000円	1,920,000円	2,360,000円
2人	9,990円 を加算	5,000~9,980円	1人	570,000円	2,300,000円	2,740,000円
3人以上 (1人につき)	5,990円 を加算	3,000~5,980円	2人	950,000円	2,680,000円	3,120,000円

※受給者または児童が公的年金給付等(老齢福祉年金、遺族補償など)を受給している場合、その額により全部または一部が制限されます。

※平成29年4月手当額が変更になりました

8~11月分の児童扶養手当は、4ヵ月分の児童扶養手当の支給月である12月に支払われます。

2) 特別児童扶養手当について

精神または身体に障がいをお持ちのお子さんを扶養している父母等に、お子さんが20歳になるまで特別児童扶養手当を支給します。

●対象となる方は？

20歳未満で、身体または精神に障がいをお持ちのお子さんを養育されている方(提出された診断書を基に、県が障がい審査を行います。)

お子さんが次のいずれかに該当する場合、支給されません。

- ・日本国内に住所を有しないとき
- ・障がいのために公的年金を受けられることができるとき
- ・児童福祉施設などに入所しているとき

●どのくらい支給されるの？

障がいの程度に応じて、次のとおり支給額が決定されます。なお、所得が制限限度額を超える場合、支給額が全部停止となります。

1級…51,450円 2級…34,270円

▼所得制限限度額の目安

扶養親族等の数	本人所得	配偶者・扶養義務者
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円

《重要》平成28年1月1日より、マイナンバーの利用が始まりました

児童扶養手当と特別児童扶養手当の申請においても、申請者の本人確認書類(運転免許証等)の提示に加え、申請者及びお子さんの個人番号の記載が必要となりましたので、持参ください。

なお、手当は原則として認定請求した日の翌月分から支給され、年3回(4・8・12月)指定した金融機関の口座に支払われます。

▼申請・問い合わせ／舟形町健康福祉課福祉係 ☎(32)2111 (内線334)



舟形町の除雪サービス

～みんなで作る雪に強いまち～

雪が降るこの地域では、毎日の生活や交通を確保するために「除雪」は欠かせない作業となります。町では、町民のみなさんが安心して生活していけるように、次のサービスを行なっています。その取り組みを紹介します。

高齢者世帯等除雪サービス

《対象》次の全てに該当する世帯

- ・自力または親族の支援で除雪ができない世帯
- ・65歳以上の高齢者または心身障がい者のみの世帯
- ・所得税非課税の世帯

《除雪の範囲と活動費》

○屋根の雪下ろし

12,000円/日(年間4回。町豪雪対策本部設置時は年間6回)

○玄関前の除雪 800円/回(10cm以上降雪時で町道除雪出動時)

○重機を使った雪処理/自己負担は事業費の1割

助成の対象となる事業費は60,000円が上限(年間1回。重機が必要と認められた場合)

○町内会などの団体のボランティア

3,000円/回(除雪機の燃料代等)

▼問い合わせ/舟形町健康福祉課福祉係
☎(32)2111(内線333)

地域支え合い 除排雪活動支援事業

雪に対する困りごとについて、地域に相談窓口を設けて助け合うなどの対応をする町内会組織を支援する事業です。

《対象》

- ・町内会等の団体

《支援内容》

- ・機械(とらん丸)の貸出(2地区)
- ・5万円を上限に「地域の除雪課題」の解決に資する経費を交付。

▼問い合わせ/

舟形町まちづくり課地域支援係
☎(32)2111(内線356)

小型除雪機械等購入補助事業

冬期間の安心安全な生活環境を維持するために、新規に購入した小型ロータリ除雪機、農業用機械に装着するアタッチメントに対して、補助金を交付します。

▼対象/次の要件をすべて満たす方

- ・町内に住所を有する方または町内に事業所を有する事業者
- ・税等に滞納がない世帯または事業者

▼補助対象/これから購入する除雪機で次の要件をすべて満たすこと

- ・新車の小型ロータリ除雪機(除雪幅600mm以上)等
- ・購入後7年以上補助対象者が所有すること
- ・町内に住所を有する販売会社から購入すること

▼補助金/購入費の1/4以内で10万円上限

※高齢者世帯等除雪サービス事業の協力者で、かつ自主防災組織または舟形町地域支え合い除排雪活動支援事業の実務者として5年以上活動する方は、20万円上限。

※1世帯につき1回に限って交付。

▼問い合わせ/舟形町まちづくり課企画調整係
☎(32)2111(内線356)

生活路線除雪燃料費の支給

生活路線除雪燃料費の一部を支給します。

《対象》

- ・町で道路除雪を行っていない生活路線
- ・家庭用除雪機による除雪を行なっている路線

《支給額》

- ・燃料費の一部とし、道路面積などから決定
(事前に申請が必要です)

▼問い合わせ/

舟形町地域整備課建設整備係
☎(32)2111(内線432)

スノーバスターズ支援事業

町社会福祉協議会に登録された団体や個人で、ボランティアで高齢者世帯などの要援護世帯の除排雪支援活動で使用する小型除雪機を無料貸し出しします。

▼問い合わせ/舟形町社会福祉協議会
☎(32)2733

小型除雪機械貸出事業

《対象》町内会、住民組織、ボランティア団体など

《貸出条件と料金》貸出は無料。使用にかかる経費は自己負担。共助による地域内の除雪作業に使用すること。

▼問い合わせ/

舟形町まちづくり課企画調整係
☎(32)2111(内線356)

道路除雪作業についてのお願い

冬期間の道路交通を確保し、安全で安心な生活を守るために道路除雪を行っています。
除雪作業を安全で効率的に進めるために、町民のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

○道路に雪を捨てないで!!

道路が狭くなり歩行者が危険になるなど交通事故のもととなります。緊急車両が通れなくなります。



※除雪車に 近づかないで!!

除雪車には絶対に近づかないでください。前方は氷が飛ぶなど危険がいっぱいです。後方は運転手の死角が多く見えません。

人も車も接近すると大変危険です。



○寄せ雪処理にご協力を!!

除雪後には宅地入口に多少の雪が残ってしまいます。各ご家庭やご近所で協力し合い除雪をお願いします。



グレーチング蓋の閉め忘れにご注意ください。
事故や破損の原因となります。

○流雪溝の投雪ルールを守りましょう!!

流雪溝に雪を入れる時は、地区で決められたルールを守りましょう。流雪溝のトラブルは流雪溝組合または地域の方での対応になります。

ルールを守る仕組みづくりをお願いします。

○路上駐車はやめましょう。

除雪作業の妨げになります。



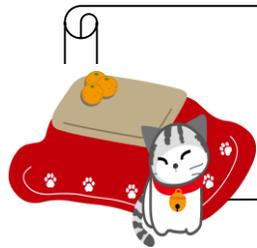
通勤通学等の時間帯までに道路交通を確保するため、深夜または早朝からの除雪作業となる場合があります。除雪車の騒音や振動でご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

また、除雪車が通った道路は、気象条件等により滑りやすくなります。通行時には十分にご注意ください。

凍結など路面状況に応じ、坂道などに塩化カルシウムや砂を散布していますが、急激な気象の変化に対応できない場合があります。常に安全運転を心掛けてください。

▼問い合わせ／舟形町地域整備課建設整備係

☎ (32) 2111 (内線 432)



にこにこ通信

平成29年11月発行 第115号

寒くなりましたね。体が冷えると免疫効果が低下して、感染症等にかかりやすくなります。朝食に暖かいみそ汁やスープなどをしっかりととりましょう。たんぱく質や大根・イモ類などの根菜は、体を暖める食材です。意識して食べましょう。

また、「手洗い」「うがい」を励行し、感染症予防に努めましょう。



ままごと、たのしいな！
大きなパンがお気に入り！！
(交流広場より)

ほめてそだてましょう。

◎ こんなほめ方をしていませんか？

むやみやたらにほめる

「すごいね！」「えらいね！」などのほめ言葉をむやみやたらに乱発することは「おだて」になることがあります。常にほめられることで「自分は特別な存在」と勘違いする人間になってしまう、ということもあります。

ほめる時は、こどもの行動を「正しく評価」してほめる事が大切です。



共にふれあい、未来をはぐくむ子育て支援センター

子育て支援センター「みらい」12月の日程表

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13 遊びの広場 乳幼児健診 (午後閉館)	14	15 ふれあい広場 (午前閉館)	16
17	18	19	20	21 お話広場	22 乳幼児健診 (午後閉館)	23
24	25	26	27 遊びの広場	28	29	30
31						

【ご利用について】 ☆ 土曜日・日曜日・祝祭日 ○印は休館日になります。
15日はふれあい育児の広場のため午前閉館、
13日、22日は乳幼児健診のため午後閉館します。
29日から1月3日まで年末年始休暇になります。

- ①育児相談(来所・電話) …午前8時30分～午後4時30分
- ②遊びの場としての利用 …午前9時30分～11時30分・午後3時～4時30分
 - 第2・4水曜日は「遊びの広場」…親子で楽しめる簡単な遊びを用意しています。
 - 第3木曜日は「お話広場」……絵本の読み聞かせと楽しい手遊びを行います。
- ③ふれあい育児の広場 ……1歳以上の未就園児を対象にした親子の交流広場です。

12月15日(金) クリスマス会

午前10時まで「みらい」に集合。



舟形町子育て支援センターみらい ☎ (32) 2120